

(2) 重点施策の進捗状況について

重点施策1 地域の理想の実現におけた取組への支援

重点施策2 地域とともに創る重層的な相談支援体制

重点施策 1

地域の理想の実現にむけた取組への支援

① 校区交流会議

小学校区単位で、地域の住民や福祉活動団体、福祉専門機関等、さまざまな主体が参加し、地域課題を共有するとともに、地域の理想について話し合い、理想の実現にむけて、校区プログラムを企画・実践します。

② 校区担当職員

小学校区ごとに、市管理職 2 名と増進型地域福祉課一般職 1 名を校区担当職員として配置します。

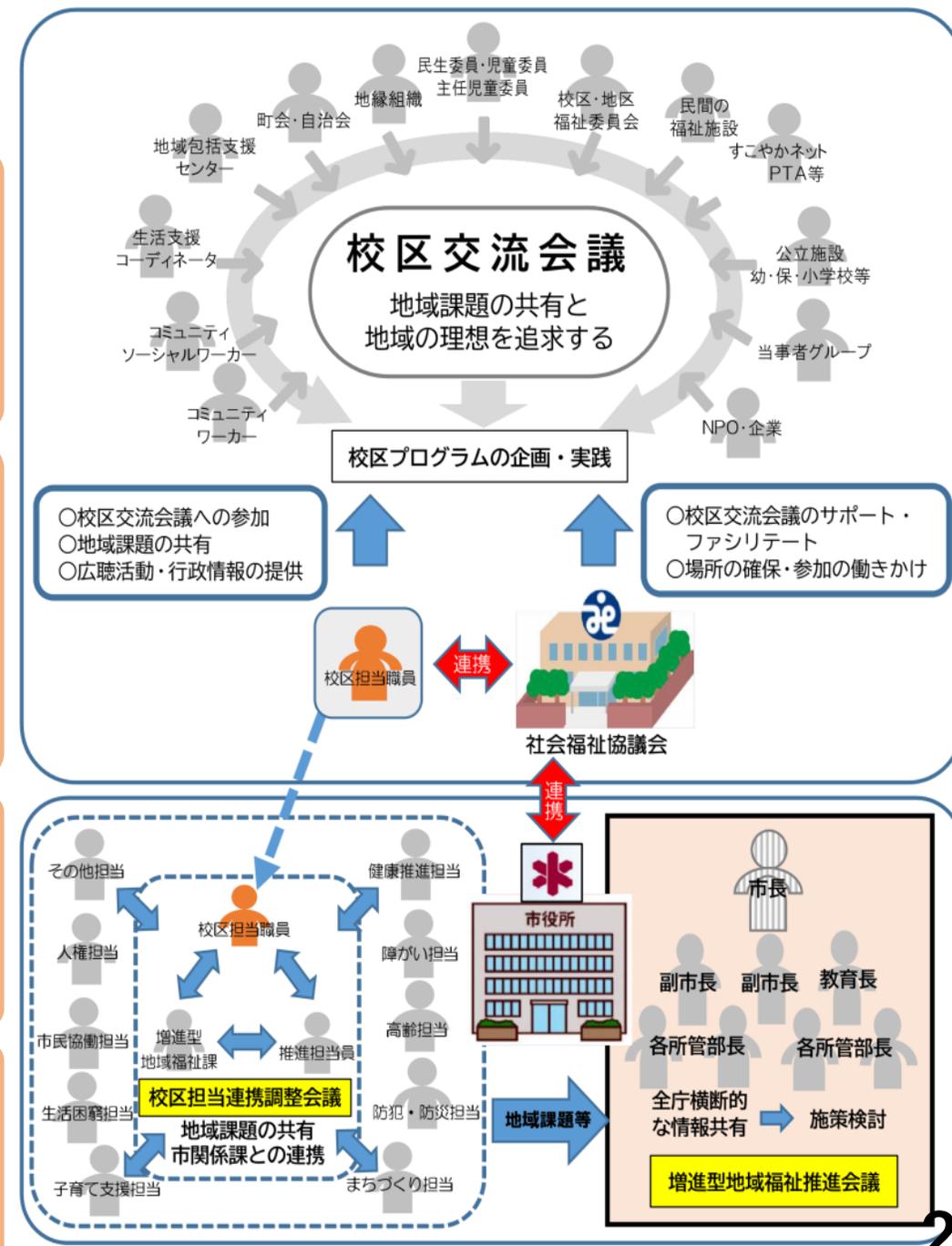
校区担当職員が校区交流会議に参加し、地域課題の共有や行政情報の提供、要望や相談などの地域の声をつなぐ、「地域」と「行政」のパイプ役を担います。

③ 校区担当連携調整会議

校区担当職員相互の情報交換・意見交換等を通じて、校区担当職員事業の円滑な運用と地域課題の共有、全庁的な「増進型地域福祉」の推進について検討等を行います。

④ 増進型地域福祉推進会議

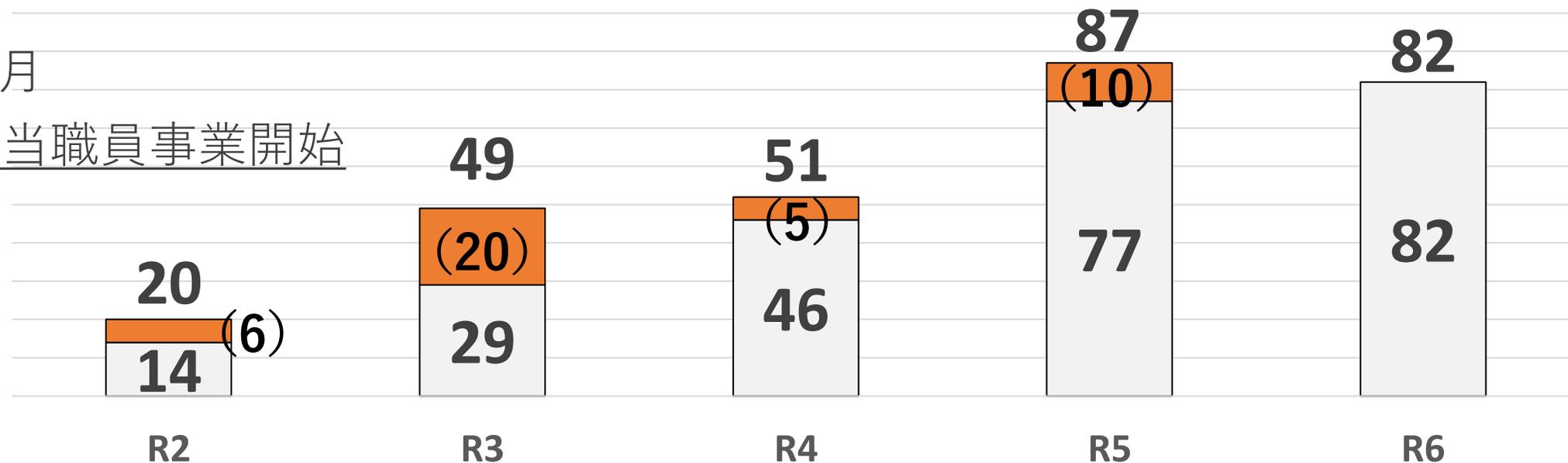
市長を中心に全部局長により全庁的な「増進型地域福祉」の推進に関する情報共有や課題解決にむけた施策の検討（社会資源の開発）などを行います。



【校区交流会議開催数及び校区担当職員参加数】

→ R2年7月

校区担当職員事業開始



□ 校区担当職員参加数

※ () 数は校区担当職員不参加

(2/19時点)

【広聴活動（要望・相談等）の実績】

R2	R3	R4	R5	R6 (2/19時点)
6	7	19	16	27

【校区プログラムの実践校区数】

R2	R3	R4	R5	R6 (2/19時点)
3	2	5	12	13

増進型地域福祉推進会議

- 市長を中心に全部局長により全庁的な「増進型地域福祉」の推進に関する情報共有や課題解決におけた施策の検討
- 令和7年2月14日開催
- 参加者：市長、副市長、教育長、全部局長

【政策形成に向けた共有事項①】

➤ 校区プログラム「ロコトレを地域に普及させよう」

■ 子どもから高齢者まで、健康増進に取り組むため、
医師の指導をもとに、ロコモトレーニングの動画を作成。

※「ロコモ」とは、ロコモティブシンドロームの略で、運動器の機能が低下し、立ったり、歩いたりといった、移動機能が低下した状態



健康・高齢・教育部局横断的な連携のもと、市全域に普及

「健康増進」

重点施策 2

地域とともに創る重層的な相談支援体制

①福祉なんでも相談

気軽に何でも相談できる地域の身近な相談窓口として、各小学校区単位で「福祉なんでも相談窓口（校区型）」を開設します。

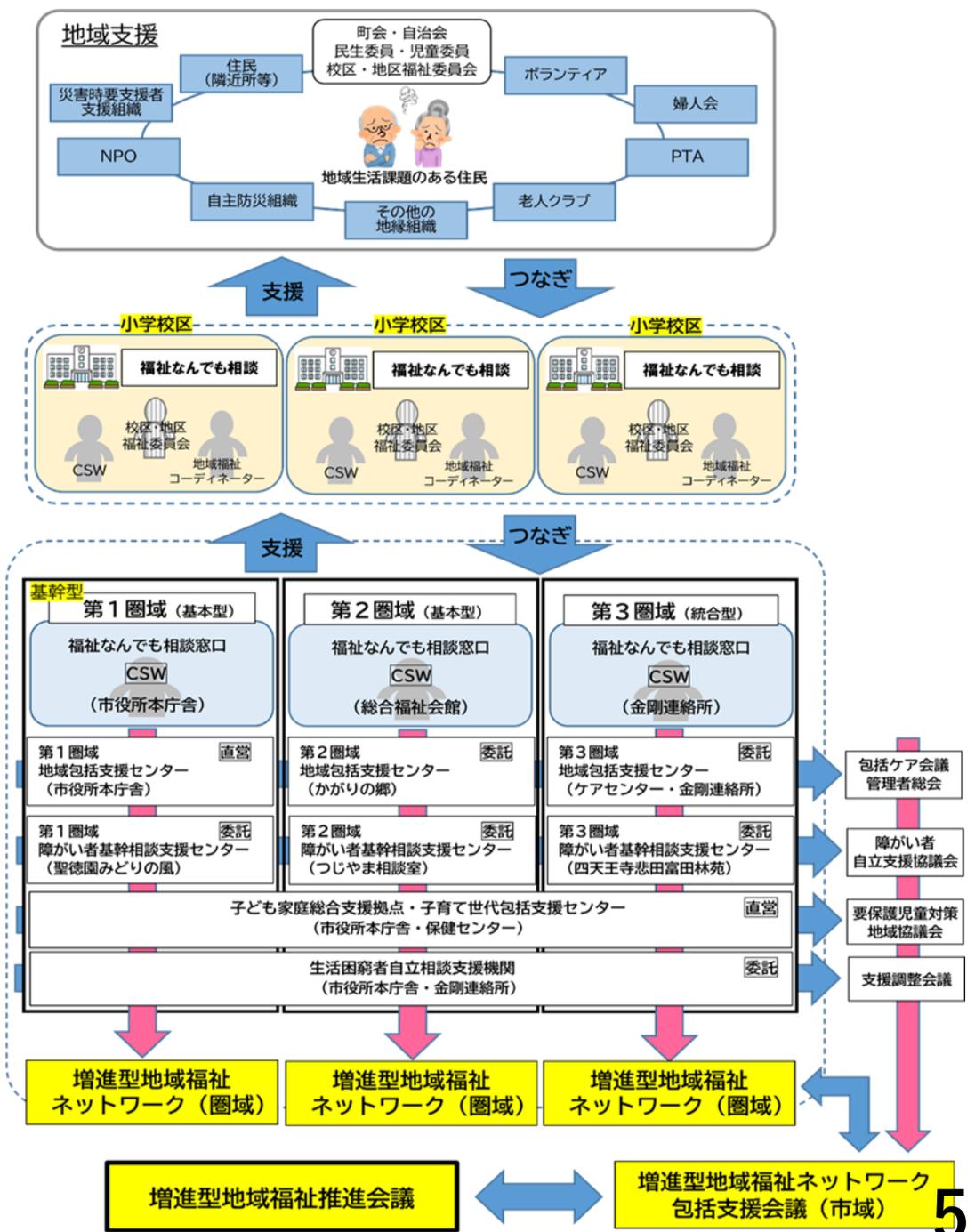
また、日常生活圏域単位には、専門的な相談機能を有する「福祉なんでも相談窓口（圏域型）」を設置し、二層体制での相談支援を推進します。

②増進型地域福祉ネットワーク（圏域）

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮分野による福祉分野横断的な増進型地域福祉ネットワーク（圏域）の構築を進めます。

③増進型地域福祉ネットワーク包括支援会議（市域）

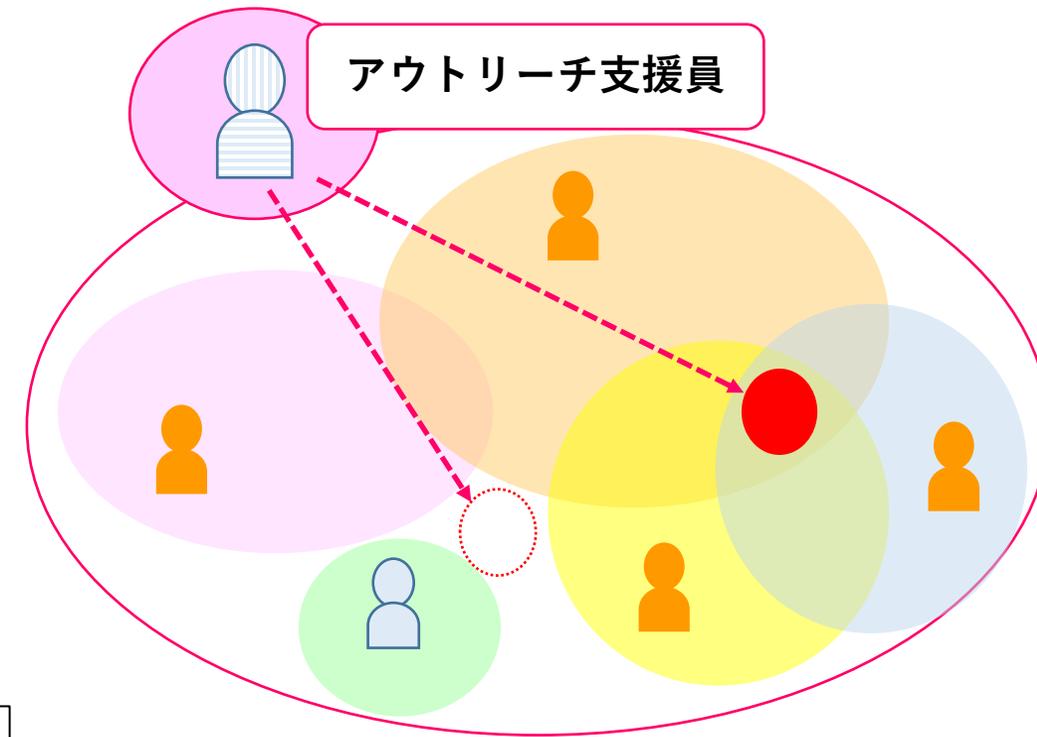
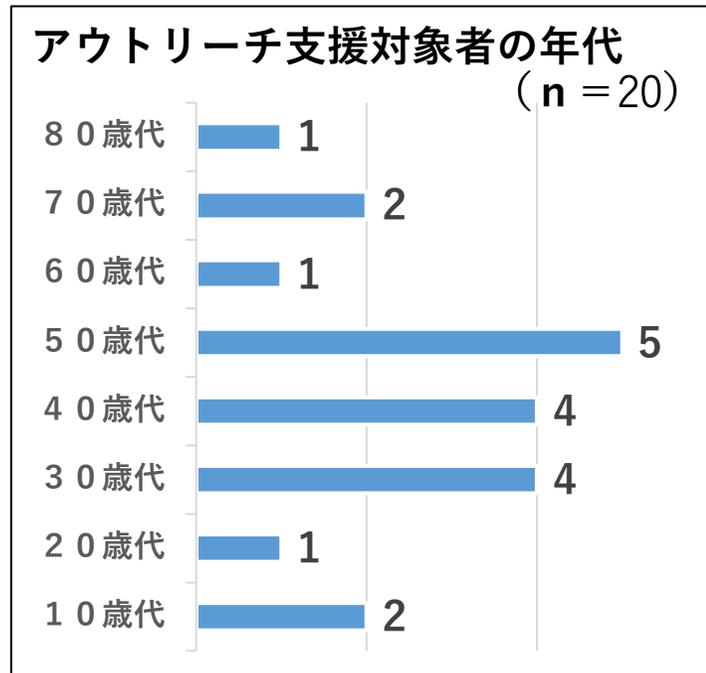
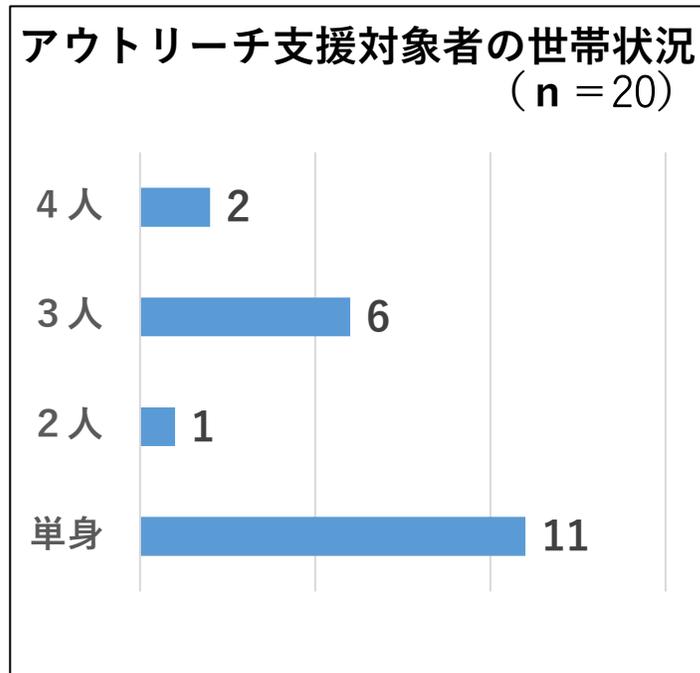
ネットワーク全体に関わる主要な関係機関で構成する包括支援会議（市域）を設置し、包括的な支援体制の整備を推進します。



【アウトリーチ等を通じた継続的支援】

- 支援が届いていない人、特定の分野が単独で支援することが困難な人に対する支援
- 時間をかけた丁寧な働きかけを行い、信頼関係の構築や本人とのつながりの形成に向けた支援

	5年度	6年度 2/19時点
アウトリーチ支援新規対象者数	13	7



【支援対象者や世帯が抱える課題】

- ・ひきこもり、閉じこもり状態 (14件)
- ・家族関係が希薄またはトラブル (14件)
- ・地域住民との関係が希薄またはトラブル (15件)
- ・ごみ屋敷など、自宅環境が不衛生 (11件)
- ・経済的困窮や多重債務 (13件)

増進型地域福祉推進会議

- 市長を中心に全部局長により全庁的な「増進型地域福祉」の推進に関する情報共有や課題解決におけた施策の検討
- 令和7年2月14日開催
- 参加者：市長、副市長、教育長、全部局長

【政策形成に向けた共有事項②】

- 「増進型地域福祉プラットフォーム」の構築
- 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人、人と地域の多様な「つながり」を実感できる地域づくり



全部局横断的な連携のもと、官民連携体制のプラットフォームの構築

「孤独・孤立対策」

孤独・孤立について（孤独・孤立の状態）

孤独・孤立の状態

「孤独」（一般的な捉え方）
主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

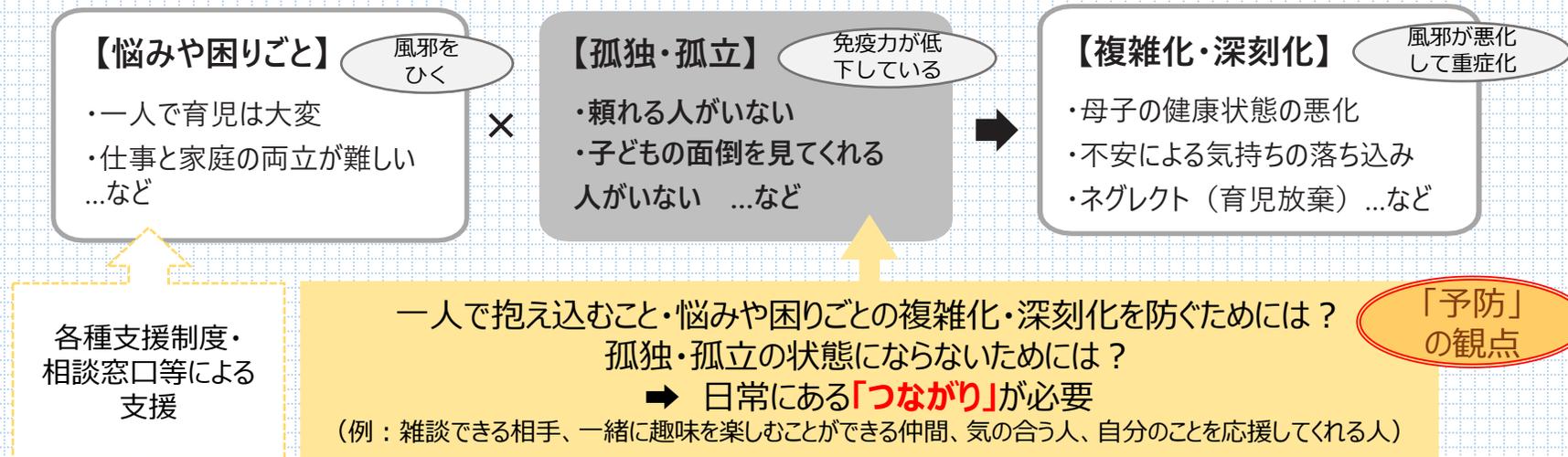
「孤立」（一般的な捉え方）
客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- ➡ 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている
- ということもありうる。

「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。
「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」（孤独・孤立対策推進法における定義）
孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例：子育て



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築（第11条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、自治体・団体それぞれ単独での対応は困難
➡地域の関係者（分野を超えた官民の主体）が顔の見える関係/ネットワークを構築し、連携・協働を推進

ここがポイント！

参画する関係機関等が対等に相互につながり、
お互いに学び合いそれぞれのエンパワーメントを目指す
「水平的連携」

官：部局横断的な庁内連携
民：福祉分野・支援者団体にとどまらない多様な主体の参画
（例 文化/芸術/スポーツの市民活動団体も主体となる）

（協議の促進等）

第11条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進を図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（取組例）

- ・孤独・孤立の実態把握や取組方針の策定、
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動、
- ・関係者で連携した当事者等への支援や社会資源の開発、
- ・住民への情報発信、普及啓発活動、
- ・人材確保・育成のための研修

プラットフォームづくり
の方からはじめようね！



地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム
推進事業（モデル事業）はこちらから



具体の支援内容に関する協議を行う場として

孤独・孤立対策地域協議会の設置（第15条）

孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、個別支援も多様なアプローチや手法による対応が必要
➡個々の当事者等への具体の支援内容について、構成機関等間で協議する場を設置

ここがポイント！

プラットフォームとは目的・
取組内容が異なる。

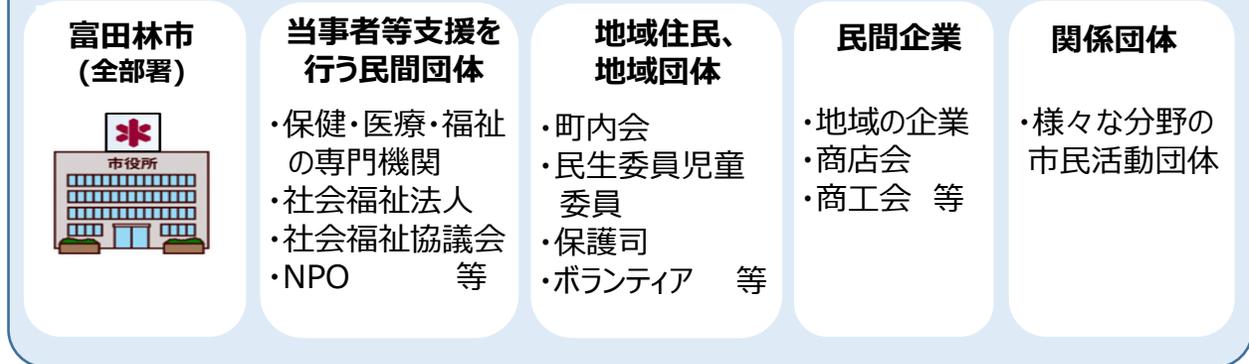
プラットフォームの関係機関等
より限定的な主体が構成機関等
となり、個人情報も取り扱う。

（孤独・孤立対策地域協議会）

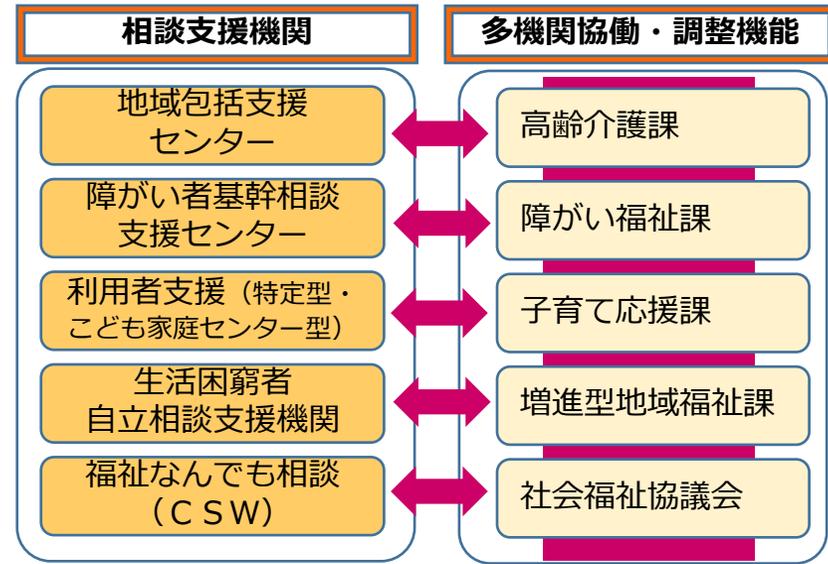
第15条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援（以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。）に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者（次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。）により構成される孤独・孤立対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 （略）

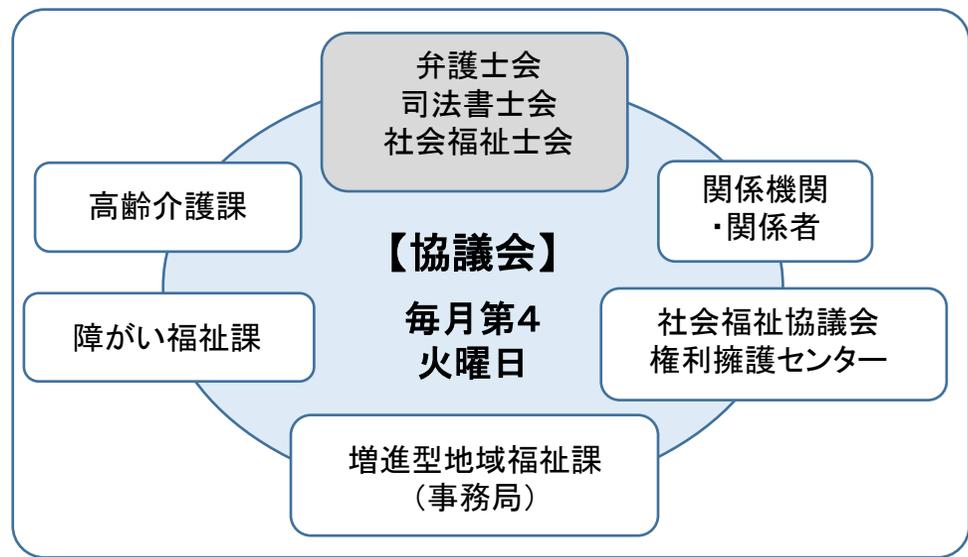
富田林市増進型地域福祉プラットフォーム（案）



身近な立場からの気づきによって支援につなぐ



協議会（孤独・孤立対策地域協議会）



当事者等への支援内容の協議

- ◆他法に基づき設置する個々の支援対象者に関する会議に機能を追加する、または既存の会議体と一体で開催する。
 - ◆孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、個々の当事者等への具体の支援内容について協議する。
- ⇒社会福祉法第106条の6の規定に基づく支援会議として協議することで、参加者に守秘義務を課し、当事者等の同意がない場合でも情報共有を行うことができる。

富田林市成年後見制度利用促進事業実施要綱第5条に規定する協議会（令和5年4月から設置・運営）と一体的に開催予定。

参加支援・アウトリーチ

相談支援

